

令和8年度採種園整備（伐採・除根・破碎）業務 標準仕様書

（適用範囲）

- 第1条 令和8年度採種園整備（伐採・除根・破碎）業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、岩手県が発注する採種園整備業務に係る契約書及び設計図書の内容について必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 この仕様書は、採種園整備業務に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める作業仕様書によるものとする。
- 3 作業仕様書、設計図書の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字等が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督職員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、契約書第19条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

（用語の定義）

- 第2条 監督職員とは、主任監督員、監督員を総称していう。受注者には主として監督員が対応する。
- 2 本仕様で規定されている主任監督員とは、監督要領に定める監督総括業務及び現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議及び関連事業の調整（軽微なものを除く。）の処理、及び設計図書の変更、事業実施のための詳細図等の作成及び交付（軽微なものを除く。）又は受注者が作成した図面の承諾（軽微なものを除く）を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、施工材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行う者をいう。
- また、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 3 本仕様で規定されている監督員とは、監督要領に定める一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、事業実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、施工材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 4 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- 5 設計図書とは、仕様書、図面、事業数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 6 仕様書とは、標準仕様書及び作業仕様書を総称していう。
- 7 標準仕様書とは、採種園整備業務に共通する指示事項等を定める図書をいう。
- 8 作業仕様書とは、標準仕様書を補足し、事業の施工に関する明細又は事業に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、作業仕様書に含まれる。
- 9 現場説明書とは、事業の入札に参加するものに対して発注者が当該事業の契約条件等を説明するための書類をいう。
- 10 質問回答書とは、入札参加者が提出した契約条件等に関する質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- 11 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受託者に指示した図面及び受託者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

- 12 事業数量総括表とは、事業施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 13 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、事業の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 14 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 15 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ることをいう。
- 16 提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し事業に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 17 報告とは、受注者が監督職員に対し、事業の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。
- 18 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 19 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。
- (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
- 20 立会とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 21 事業検査とは、検査職員が契約書第24条、第29条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 22 検査職員とは、検査要領に基づき、事業検査を行うために知事が定めた者をいう。
- 23 同等以上の品質とは、作業仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 24 事業期間とは、契約図書に明示した事業を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 25 事業とは、本体事業及び仮設事業、またはそれらの一部をいう。
- 26 本体事業とは、設計図書に従って、事業目的物を施工するための事業をいう。
- 27 仮設事業とは、各種の仮事業であって、事業の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
- 28 事業区域とは、作業用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
- 29 事業現場とは、事業を施工する場所及び事業の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 30 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(事業現場管理)

第3条 受注者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

- 2 受注者は、事業の施工中、監督職員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- 3 受注者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- 5 受注者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が

発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督職員に報告しなければならない。

- 6 受注者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(事業施工中の安全確保)

第4条 受注者は、安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に事業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

- 2 受注者は、作業に使用する建設機械の選定、使用等については、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

- 3 受注者は、事業期間中、安全巡視を行い、事業区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

- 4 受注者は、事業現場のイメージアップを図るため、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

- 5 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、事業施工中の安全を確保しなければならない。

- 6 受注者は、事業施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

(事業測量)

第5条 受注者は、監督職員の指示がある場合は、必要な測量を実施しなければならない。

(施工中の環境への配慮)

第6条 受注者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督職員が指示した場合には、措置を講じ、監督職員の確認を受けなければならない。

(官公庁への手続)

第7条 受注者は、事業の施工に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。

- 2 受注者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

(諸法規の遵守)

第8条 受注者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受注者の負担と責任において行われなければならない。

(施工管理)

第9条 受注者は、事業施工中において施工管理を行い、事業終了後、その記録を監督職員に報告しなければならない。

(交通安全管理)

第10条 受注者は、事業用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷又は路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

(事業施工中の検査又は確認)

第11条 受注者は、作業中において、設計図書で指定した事項又は監督職員があらかじめ指示した事項については、監督職員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。

- 2 前1項の規定において、受注者は、監督職員の検査及び確認に関する資料を整備しな

なければならない。

(事業検査)

第 12 条 受注者は、中間検査、完成検査、出来形検査に当たっては、専門技術者その他事業関係者を立ち合わせ、検査を受けなければならない。

2 受注者は、検査のために必要な資料、第 9 条の施工管理に関する資料の提出、測量その他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

(後片付け)

第 13 条 受注者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督職員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

(事業の着手)

第 14 条 受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める事業始期日以降 30 日以内に事業に着手しなければならない。

(再委託等の制限)

第 15 条 受注者は、事業を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(工期変更)

第 16 条 契約書第 13 条第 5 項、第 14 条、第 17 条及び第 30 条第 2 項の規定に基づく工期の変更に
ついて、契約書第 17 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する
(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、契約書第 13 条第 5 項及び第 14 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 17 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。

3 受注者は、契約書第 15 条に基づく事業の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 17 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

4 受注者は、契約書第 16 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 17 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提出するものとする。

(事故報告書)

第 17 条 受注者は、事業の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する様式(事業事故報告書)で指示する期日までに、提出しなければならない。

(周辺住民との調整等)

第 18 条 受注者は、事業の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

2 受注者は、地元関係者等から事業の施工に関して苦情があった場合において、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 受注者は、事業の施工上必要な地方公共団体、地域住民等との交渉を、自らの責任において行うものとする。この場合において受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、誠意をもって対応しなければならない。

- 4 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 5 受注者は、事業施行地に車両を乗入れる場合は、乗り入れるすべての車両に事業に従事する作業車両である旨を表示しなければならない。その場合における表示の方法は、監督職員の指示によるものとする。